

筑後市地域防災計画

資料編 (案)

【目 次】

項 目	番 号	資料名	頁
1. 条例・組織関連資料	1-1	筑後市防災会議委員名簿	1
	1-2	筑後市防災会議条例	2
	1-3	筑後市防災会議運営規程	4
	1-4	筑後市災害対策本部条例	5
2. 災害危険区域等	2-1	重要水防箇所（国管理重要水防区域）	6
	2-2	重要水防箇所（県管理重要水防区域）	7
	2-3	重要水防区域（その他重要水防区域）	7
3. 施設関連資料	3-1	避難所一覧表	8
	3-2	医療機関一覧表	9
	3-3	人工透析及び救急医療機関	11
	3-4	福祉施設一覧表	12
	3-5	指定文化財一覧表	13
	3-6	水防資機材一覧	15
	3-7	救急業務実施体制の状況	16
	3-8	空中消火用離着陸場一覧	17
	3-9	ヘリコプター離着陸場一覧	17
	3-10	火薬類貯蔵施設概要	17
	3-11	火葬場一覧	17
	3-12	ごみ焼却施設一覧	18
	3-13	し尿処理施設一覧	18
4. 協定・様式	4-1	災害時応援協定締結一覧	19
	4-2	県（消防防災指導課）からの通知	22
	4-3	被害状況報告書	24
	4-4	被害程度の認定基準	27
	4-5	罹災証明書	29
	4-6	災害救助法の関連資料	31

1 条例・組織関連資料

1-1 筑後市防災会議委員名簿

No	役員会役職	役職	所属機関名
1	会長	市長	筑後市
2	委員	所長	国土交通省筑後川河川事務所矢部川出張所
3	"	隊長	陸上自衛隊第4特科連隊第2大隊本部
4	"	所長	福岡県筑後農林事務所
5	"	所長	福岡県南筑後保健福祉環境事務所
6	"	総務課長	福岡県八女県土整備事務所
7	"	署長	福岡県筑後警察署
8	"	所長	九州電力株式会社八女営業所
9	"	駅長	JR九州筑後船小屋駅
10	"	支店長	郵便事業株式会社筑後支店
11	"	災害対策室課長	西日本電信電話株式会社福岡支店
12	"	センター長	福岡八女農業協同組合筑後地区センター
13	"	総務課長	筑後商工会議所
14	"	団長	筑後市消防団
15	"	会長	筑後市行政区長会
16	"	副会長	ちくご男女共同参画ネットワーク
17	"	会長	筑後市連合婦人会
18	"	事務局長	地方独立行政法人筑後市立病院
19	"	副市長	筑後市
20	"	教育長	筑後市
21	"	総務部長	筑後市
22	"	市民生活部長	筑後市
23	"	建設経済部長	筑後市
24	"	教育委員会次長	筑後市
25	"	消防長	筑後市

1-2 筑後市防災会議条例

昭和 41 年 10 月 4 日

条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、筑後市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 筑後市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げるものをもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 福岡県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 福岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) その他市長が必要と認める者
- 6 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 29 日条例第 1 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 25 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 筑後市防災会議運営規程

昭和 42 年 4 月 20 日

告示第 8 号

(目的)

第 1 条 この規程は、筑後市防災会議条例(昭和 41 年条例第 20 号)第 5 条の規定に基づき、筑後市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第 2 条 防災会議は、会長が必要と認めたときに招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第 3 条 防災会議が成立しないとき、防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事務のうち、次に掲げる事項について専決処分することができる。

(1) 筑後市防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 災害に関する情報を収集すること。

(3) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めること。

(4) 災害対策本部の設置について、市長に意見を具申すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第 4 条 防災会議の庶務は、総務部地域支援課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるものを除くほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日告示第 45 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日告示第 30 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日告示第 63 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

1-4 筑後市災害対策本部条例

昭和 41 年 10 月 4 日

条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、筑後市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部及び班)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部及び班を置くことができる。

2 部及び班に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

(委任)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 25 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 災害危険区域等

2-1 重要水防箇所（国管理重要水防区域）

重要箇所（Aランク）

矢部川水系

河川名	地先名	左右岸の別	位 置	延長 m	備 考	水防工法
矢部川	尾島～ 北長田	右岸 (筑後側)	15/300～15/500	200	堤防断面不足 堤防高不足	積土俵
矢部川	北長田	右岸 (筑後市側)	16/323～16/483	160	堤防断面不足 堤防高不足	積土俵

重要水防構造物（Aランク）

河川名	地先名	左右岸の別	位 置	延長 m	備 考	水防工法
矢部川	松永樋門 (下流側)	—	15/425	—		
"	溝口落合 樋 門	—	17/155	—		

重要箇所（Bランク）

矢部川水系

河川名	地先名	左右岸の別	位 置	延長 m	備 考	水防工法
矢部川	尾 島	右岸 (筑後市)	15/080～15/300	220	堤防高不足 堤防断面不足	積土俵
"	北長田	"	15/500～15/660	160	堤防高不足 堤防断面不足	積土俵
"	北長田 ～溝口	"	15/660～16/140	480	堤防断面不足	積土俵
"	北長田	"	16/140～16/220	80	堤防高不足 堤防断面不足	積土俵
"	溝 口	"	16/220～16/323	103	堤防断面不足	積土俵
"	溝 口	"	16/483～16/500	17	堤防断面不足	積土俵
"	溝 口	"	16/500～16/640	140	堤防高不足	積土俵

2-2 重要水防箇所（県管理重要水防区域）

花宗川・山ノ井川

筑後川水系

河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長 m	重要度	予想される事態	水防工法
花宗川	島田	右岸 左岸	富久橋を中心に上下流	20 20	B	溢水	積土俵
〃	山ノ井	右岸 (北側)	国道209号二本松橋より上流へ	90	B	〃	〃
〃	島田	左岸 (南側)	花宗川橋上流110mより上流へ	50	B	〃	〃
山ノ井川	山ノ井	左岸 (南側)	徳久橋下流30mより下流へ	70	B	〃	〃
〃	前津	右岸 (北側)	幸木橋下流40mより下流へ	90	C	〃	〃

2-3 重要水防箇所（その他重要水防区域）

溜池

名称	地先名	左右岸の別	位置	延長 m	重要度	予想される事態	水防工法
溜池	西牟田	全堤	天堤上・下溜池	450	独自指定	堤防老朽化の為、満水時に決壊の恐れあり	月の輪工
溜池	熊野	全堤	長須溜池	60	独自指定		
溜池	前津	全堤	昭和溜池	200	独自指定		
溜池	前津	全堤	坂田溜池	103	独自指定		

3 施設関連資料

3-1 避難所一覧表

名 称	自 主 避難所	指 定 避難所	住 所	電話番号	面積 (㎡)
筑後北小体育館	○	○	西牟田 6044 番地	52-2468	685
寛元寺公民館	○	○	西牟田 3980 番地	27-7840	162
西牟田小体育館	—	○	西牟田 1802 番地	53-3674	678
松原小体育館	○	○	熊野 766 番地	53-2264	756
羽犬塚小体育館	○	○	羽犬塚 232 番地	52-4138	1,420
筑後小体育館	○	○	長浜 1285 番地	53-2673	1,145
水田コミュニティセンター	○	○	下北島 150 番地 1	53-0721	192
水田小体育館	—	○	下北島 172 番地	53-2615	680
二川小体育館	○	○	若菜 433 番地	52-2617	690
古島小体育館	○	○	古島 233 番地	52-2616	690
古川小体育館	○	○	久恵 1007 番地	53-3517	680
水洗小体育館	○	○	志 13 番地	53-3264	690
下妻小体育館	○	○	下妻 1317 番地	53-2618	690
羽犬塚中体育館	—	○	羽犬塚 80 番地	52-4158	3,565
筑後中体育館	—	○	水田 1046 番地 1	52-4148	1,336
筑後北中体育館	—	○	蔵数 724 番地	52-8758	2,419
勤労者家庭支援施設	○	○	山ノ井 899 番地	53-2516	3,163
総合福祉センター	○	○	野町 680 番地 1	52-3969	2,406
J A 筑後地区センター	—	○	上北島 1217 番地 1	53-4811	1,384
福岡県トラック協会 緊急物資輸送センター	—	○	長浜 2327 番地 1	52-3115	240
県営筑後広域公園体育館	—	○	津島 831 番地 1	53-4600	4,273
県立筑後特別支援学校	—	○	下北島 318 番地	53-0528	760
県立八女高等学校	—	○	和泉 251 番地	53-4184	1,238

3-2 医療機関一覧表

■病院

番号	医療機関名	住所	電話番号
1	あかさか診療所	蔵数 578 番地 53	53-1123
2	あさかわ整形外科クリニック	山ノ井 218 番地 1	51-7339
3	あだち循環器科内科クリニック	山ノ井 287 番地	53-3044
4	石井内科医院	羽犬塚 547 番地	51-7751
5	伊藤医院	溝口 1263 番地	53-3531
6	いはら皮ふ科クリニック	長浜 1387 番地 1	54-7737
7	植田病院	西牟田 6359 番地 3	53-5161
8	江崎耳鼻咽喉科医院	山ノ井 358 番地 5	53-2347
9	おおうち内科クリニック	久富 868 番地	54-0600
10	おおた胃腸科 S クリニック	富久 115 番地 1	51-7080
11	大橋整形外科クリニック	西牟田 3878 番地 6	51-7001
12	柿添医院	新溝 88 番地 1	51-1239
13	加藤田整形外科医院	熊野 1539 番地 9	53-6811
14	川上小児科医院	徳久 196 番地 5	54-0630
15	川嶋医院	西牟田 3981 番地 2	52-3500
16	川村皮膚科形成外科医院	山ノ井 1075 番地 3	53-3051
17	木附外科医院	山ノ井 797 番地 1	53-3945
18	小林外科医院	長浜 2358 番地	53-1001
19	小林レディースクリニック	水田 991 番地 1	53-0012
20	さとうこどもクリニック	蔵数 107 番地 1	54-0123
21	杉村こどもクリニック	水田 991 番地 2	52-8915
22	田中整形外科医院	野町 666 番地 2	53-5000
23	チクゴ医院	尾島 685 番地	53-4350
24	筑後市立病院	和泉 917 番地 1	53-7511
25	つつみ脳神経外科クリニック	蔵数 642 番地 7	42-1155
26	永田医院	鶴田 251 番地 8	53-3271
27	なかの内科消化器科医院	山ノ井 975 番地	53-5668

番号	医療機関名	住所	電話番号
28	中村クリニック	野町 665 番地 1	52-7311
29	平井医院	和泉 382 番地	53-2353
30	ひらき医院	上北島 1153 番地 3	54-2220
31	馬田医院	山ノ井 330 番地	53-2563
32	まるおか小児科内科医院	和泉 247 番地 5	53-2041
33	宮城耳鼻咽喉科クリニック	下北島 1195 番地	52-8733
34	柳瀬医院	一条 1242 番地	53-3808
35	山方内科医院	前津 1854 番地 1	52-1351
36	山崎医院	山ノ井 277 番地	53-2753
37	山下眼科医院	山ノ井 799 番地 4	53-2225
38	やまなクリニック	蔵敷 1055 番地 1	42-3888
39	やまもと内科循環器科医院	上北島 312 番地 7	51-1110
40	吉田眼科医院	長浜 2360 番地 2	54-1888

■ 歯科

番号	医療機関名	住所	電話番号
1	有吉歯科クリニック	前津 1572 番地 7	27-9844
2	井口歯科医院	長浜 1139 番地	53-2814
3	大津歯科医院	山ノ井 763 番地	53-1153
4	おおぶち歯科医院	熊野 70 番地 6	51-1551
5	きくかわ歯科医院	野町 829 番地 5	54-2217
6	くりやま歯科医院	久富 1239 番地 5	54-0504
7	こが歯科	長浜 2238 番地 2	27-7117
8	近藤歯科医院	西牟田 3485 番地 2	52-4561
9	坂田歯科医院	溝口 1210 番地 1	53-7089
10	下川歯科医院	和泉 89 番地 1	53-7720
11	城崎歯科医院	水田 87 番地 3	53-8205
12	高山歯科医院	山ノ井 773 番地	53-2728
13	立岡歯科医院	羽犬塚 483 番地	53-3070

番号	医療機関名	住所	電話番号
14	立山歯科	熊野 1478 番地 6	52-0187
15	たなか歯科クリニック	西牟田 4108 番地 8	48-4184
16	鶴田歯科医院	羽犬塚 549 番地 3	53-3365
17	なかお歯科医院	野町 6 番地 19	52-2756
18	中島歯科医院	一条 1275 番地 3	53-8250
19	永田歯科医院	水田 1376 番地 6	52-2133
20	野田歯科医院	山ノ井 83 番地 5	53-4187
21	ひさいし歯科・矯正歯科	一条 1231 番地 1	52-3386
22	ふじわら歯科医院	庄島 240	52-4067
23	本田歯科医院	新溝 82 番地 1	53-3431
24	馬田歯科医院	山ノ井 355 番地 1	52-8788
25	まちの歯科医院	和泉 483 番地 4	42-1515
26	山口歯科医院	尾島 296 番地 1	53-3256
27	山下いさみ歯科医院	西牟田 3799 番地 23	53-7864
28	山村歯科医院	蔵数 521 番地 55	53-3106

3-3 人工透析及び救急医療機関

■人工透析が可能な病院

番号	医療機関名	住所	電話番号
1	チクゴ医院	尾島 685 番地	53-4350
2	中村クリニック	野町 665 番地 1	52-7311

■救急医療機関

番号	医療機関名	住所	電話番号
1	筑後市立病院	和泉 917 番地 1	53-7511

3-4 福祉施設一覧表

■介護保険施設（宿泊あり）

事業所名	所在地	電話番号	FAX 番号	想定浸水
特別養護老人ホーム 桜の丘	西牟田 6365 番地 8	53-7747	52-5711	—
特別養護老人ホーム 芳樹園	鶴田 555	52-7145	52-7146	E
特別養護老人ホーム ちくご船小屋	志 121 番地 2	52-5505	52-5536	D
老人保健施設 クリーンパル・ゆう	西牟田 6363 番地 2	52-1181	52-1182	—
老人保健施設 のぞみ船小屋	志 55 番地	54-2300	54-2320	D
ケアプラザ ちくご	熊野 190 番地 1	42-3370	42-3371	—
グループホーム こすも	高江 72	51-1755	51-1756	—
グループホーム ひかり	尾島 510 番地 1	53-0040	53-0043	E
グループホーム さざん家	熊野 124 番地 3	42-2328	42-2330	—
グループホーム のぞみ	志 126 番地 3	51-1130	54-2333	D
グループホーム ぶどうの樹	久富 667 番地 3	42-1600	42-1603	—
小規模多機能 さくらそう	西牟田 6028 番地 1	51-1002	51-1004	—

■障がい者施設

事業所名	所在地	電話番号	FAX 番号	想定浸水
年輪の園	前津 1965 番地 1	53-8211	52-0652	—
仁愛荘	鶴田 601 番地	53-5410	52-3183	E
浩明寮	鶴田 606 番地	53-2324	52-0635	E
桜園	西牟田 6365 番地 4	53-8342	53-9733	—

※想定浸水状況 A : 5.0m 以上の区域 B : 2.0m~5.0m 未満の区域
 C : 1.0m~2.0m 未満の区域 D : 0.5m~1.0m 未満の区域
 E : 0.5m 未満の区域 — : 該当なし

注) 浸水想定状況は、筑後川浸水想定区域図又は、矢部川浸水想定区域図による。

3-5 指定文化財一覧表

■国指定文化財

種別	名称	指定年月日	所在地
天然記念物	カササギ生息地	T12. 3. 7	福岡県、佐賀県
天然記念物	船小屋ゲンジボタル 発生地	S16. 3. 27	筑後市大字尾島・溝口・北長田 津島・みやま市
無形文化財	久留米餅	S32. 4. 25	筑後市・久留米市・広川町・大木町
史跡	石人山古墳	S16. 3. 27	筑後市大字一条 1433

■県指定文化財

種別	名称	指定年月日	所在地
考古資料	滑石経	S30. 3. 5	筑後市大字水田 17 番地 2
無形民俗文化財	稚児風流	S31. 1. 19	筑後市大字水田 46 番地
無形民俗文化財	千燈明	S35. 12. 21	筑後市大字水田 46 番地
建造物	水田天満宮本殿	S36. 4. 18	筑後市大字水田 46 番地
建造物	水田の石造鳥居	S36. 10. 21	筑後市大字水田 46 番地
彫刻	石造狛犬	S36. 10. 21	筑後市大字水田 46 番地
天然記念物	水田の森	S36. 10. 21	筑後市大字水田 46 番地
建造物	光明寺の石造九重塔	S36. 10. 21	筑後市大字津島 807 番地
建造物	板東寺の石造五重塔	S36. 10. 21	筑後市大字熊野 1012 番地
有形民俗文化財	木造獅子頭	S36. 11. 14	筑後市大字水田 46 番地
有形民俗文化財	木造火王水王面	S36. 11. 14	筑後市大字水田 46 番地
有形民俗文化財	石造狛犬	S37. 7. 26	筑後市大字古島 516 番地
無形民俗文化財	熊野神社鬼の修正会	S44. 10. 20	筑後市大字熊野 730 番地
史跡	山梶窩	S44. 10. 20	筑後市大字水田 242 番地 1
無形文化財	筑後の手すき和紙	S47. 11. 18	筑後市、八女市
書跡	寛元寺文書	S50. 8. 14	筑後市大字西牟田 1791 番地
建造物	熊野神社の眼鏡橋	S57. 4. 1	筑後市大字熊野 730 番地
無形民俗文化財	久富の盆綱曳き	H8. 7. 3	筑後市大字久富
無形文化財	掛川（花ゴザ織り）	H8. 7. 3	筑後市大字富久 794

■市指定文化財

種別	名称	指定年月日	所在地
有形民俗文化財	社日神石祠・神像	S63. 1. 29	筑後市大字野町
有形民俗文化財	恵比寿石祠・神像	S63. 1. 29	筑後市大字羽犬塚
史跡	欠塚古墳	H4. 12. 14	筑後市大字前津 1784 番地 8
天然記念物	竈門神社社叢	H15. 6. 4	筑後市大字溝口 1553 番地 1
無形民俗文化財	竈門神社の千灯明	H15. 6. 4	筑後市大字溝口 1553 番地 1
有形文化財（彫刻）	木造仁王像	H15. 6. 4	筑後市大字津島 807 番地
有形文化財（彫刻）	木造十王坐像 木造葬頭河婆坐像	H15. 6. 4	筑後市大字津島 807 番地

3-6 水防資機材一覧

2013.4月現在

資機材名	野町水防倉庫	下妻水防倉庫	備考(合計)
土のう袋	2900	400	3,300枚
土のう備蓄量	500	0	別に消防署1,190
背板	2	1	
杉杭 4.0m	30	0	30本
杉杭 3.0m	67	0	67本
杉杭 2.5m	78	0	78本
杉杭 2.0m	177	0	177本
杉杭 1.0m	4	0	4本
松杭 2.0m	24	0	24本
カケヤ	18	2	20本
スコップ	54	5	59本
大ハンマー	3	1	4本
たこ	3	0	3本
ツルハシ	7	2	9本
かき板	5	0	5本
かま	8	3	11本
竹ザル	40	6	46個
のこぎり	3	0	3本
ペンチ	2	0	2本
ビニールシート	17	0	17枚
ロープ	6	0	トラ4・普通2
一輪車	6	0	6台
発電機 投光機	1	0	1台 1本
ショベルカー	1	0	1台
バリケード	45	0	45台
チェーンソー	5	0	電動1台・エンジン4台
鋼杭	50	0	(1m×10mm) 50本
山砂	10	0	10m ³
水防マット	消防署で預り1	0	1枚
電動鉄工切断機	1	0	1台
電動水中ポンプ	1	0	1.5In・1台
電動ドリル	2	0	大1・小1
舗装用プレート	1	0	1台
電動丸鋸	1	0	1台
水タンク	1	0	1,200リッター1台
白線ライン引き	1	0	1台
リールコード	1	0	20mx1個
看板 標識	10	0	道路標識等
腕章 帽子	総務広報課で預り	0	腕章44 帽子36
蓋上げ機	21	0	大5 中4 小10台
懐中電灯	7	0	7個
肩掛草刈機	3	0	3台

3-7 救急業務実施体制の状況

平成24年3月31日現在

管内面積	管内人口	救急自動車台数				救急隊数	救命士運用隊数	救急隊員数					
		保有数	内非常用		内高規格			合計	うち資格者 修了者			専務	兼務
			救命士	標準課程					救急II課程				
41.85	49,071	3	0	0	3	2	2	28	8	20	0	8	16

合計	医療機関数						人口 10万人 当たり の救急 医療機 関数	現場 到着 平均 所要 時間 (分)	収容 平均 所要 時間 (分)	救急出動件数		
	救急告示医療機関数					その他の医療機関				平成22年中	平成23年中	対前年 増減率 (%)
	小計	国公立	公的	私的								
				病院	診療所							
40	0	0	1	0	0	39	8.1	5.9	25.7	1,654	1,721	6.9

3-8 空中消火用離着陸場一覧

	空中消火用離着陸場名	所在地	備考(広さ)
1	羽犬塚中学校グラウンド	大字羽犬塚 80 番地	101m×180m
2	筑後中学校グラウンド	大字水田 1046 番地 1	120m×137m
3	筑後北中学校グラウンド	大字蔵数 724 番地	180m×101m

(福岡県地域防災計画より)

3-9 ヘリコプター離発着場一覧

	名称	所在地	備考(広さ)
1	筑後北中学校グラウンド	大蔵数 724 番地	180m×101m
2	羽犬塚中学校グラウンド	大字羽犬塚 80 番地	101m×180m
3	筑後中学校グラウンド	大字水田 1046 番地 1	120m×137m
4	八女高等学校グラウンド	大字和泉 251 番地	
5	八女工業高等学校グラウンド	大字羽犬塚 301 番地 4	
6	市民の森公園	大字和泉地内	
7	井原堤水辺公園	大字西牟田地内	
8	溝口ふれあい広場	大字溝口地内	
9	筑後広域公園	大字津島地内	南北駐車場 多目的広場
10	川の駅船小屋 恋ぼたる	大字尾島地内	芝生広場

3-10 火薬類貯蔵施設概要

所在地区	所在地	火薬庫の種類別棟数						計
		1級	2級	3級	実包	煙火	玩具	
筑後地区	筑後市					1		1

(福岡県地域防災計画より)

3-11 火葬場一覧

名称	所在地	電話番号	処理能力 (体/日)	備考 (火葬炉数)
八女西部斎場東原園	八女市今福 1350 番地 1	0943-24-4404	10	6基

(福岡県地域防災計画より)

3-12 ごみ焼却施設一覧

市町村圏	施設名	管理者	構成市町村	竣工年月	型式	能力 (t/日)
八女・筑後	八女西部 クリーンセンター	八女西部広域 事務組合	八女市・筑後市 大川市・久留米市・ 大木町・広川町	平成12年3月	全連続	110×2炉

(福岡県地域防災計画より)

3-13 し尿処理施設一覧

市町村圏	施設名	管理者	構成市町村	竣工年月	型式	能力 (kl/日)
八女・筑後	筑後市衛生 センター	筑後市	筑後市	昭和58年11月	標脱	75

(福岡県地域防災計画より)

4 協定・様式

4-1 災害時応援協定締結一覧

協定名称	応援の内容	協定先（連絡先）
○上下水道 (筑後市上下水道災害相互応援に関する協定)	(1) 応急給水活動 (2) 応急復旧活動 (3) 応急復旧用資機材の提供 (4) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項	・筑後市管工事協同組合 (0942-52-8946) 【(有)石貫設備、(有)井口水道、(株)牟田商会、三洲建設(株)、小宮産業機械(株)、(有)西部設備工業、(有)古賀設備工業、(有)筑後温水器、徳永設備、(有)城崎設備工業、安達建設(株)、保守センター】
○公共土木 (災害時における応急措置の業務に関する協定)	(1) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業 (2) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業 (3) 災害時における道路、河川、その他の施設の応急復旧 (4) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のために、市が必要と認める緊急応援作業	・瀬口舗道株式会社 (090-8298-6610) ・有限会社 青光園 (090-4587-5708) ・北原造園土木 (090-3191-1008) ・筑後建設組合 (0942-53-7631) 【(有)秋山産業、安達建設(株)、池田建設(株)、大坪建設(株)、(株)大藪組、河野組、共栄組、(有)久保工業、(株)古賀建設、(株)五醍建設、(有)佐藤組、三洲建設(株)、下川産業(株)、(株)下川土木、進和舗道(株)、(有)角組、大一舗道(株)、太平土木(株)、田島建設(有)、(株)尋木組、田島土木工業(株)、田中建設(株)、つくし建設(株)、(株)堤建設、(有)内藤建設、(有)西田組、(株)西日本、浩海土木、深町組、丸欣工業、(株)むつみ工業、(有)矢ヶ部建設、安永セメント工業(有)】 未来建設(株)
○市町村相互協定 (災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定)	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 (5) 被災者の一時収容のための施設提供 (6) 被災傷病者の受入れ (7) 遺体の火葬のための施設の提供 (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供 (9) ボランティアの受付及び活動調整 (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	・県内全市町村 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、電話等により応援を要請する。 複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、電話等により知事に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

協定名称	応援の内容	協定先 (連絡先)
<p>○物資供給</p> <p>(災害時における物資供給に関する協定)</p>	<p>生活必需物資並びに災害時における緊急対応等に必要な資機材の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人コメリ災害対策センター (025-371-4112) ・ 福岡県 LP ガス協会八女支部 (0943-23-3252) 【(前)前田商会、(後)田中プロパン、猪口商会、(資) 西牟田食販店、下川燃料店、矢加部住設、入部米穀燃料販売店、下川石油、(有)石川商店、九州日紅(株)、古賀プロパン店、萩原酸素商会、(株)大霧商事、(有)一条プロパン九州クリーンガス(株)、筑後液化石油ガス事業協同組合、(有)野田商店、九州石油ガス(株)、三愛オブリガス九州(株)、(株)三愛ガスサービス、九州ガスサプライ(株)、筑後ガスセンター(株)、八女部会 (26 事業所)、黒木部会 (10 事業所)】 ・ 有限会社 角金物 (0942-52-2361) ・ 福岡県八女農業協同組合 (0942-53-4811) ・ 株式会社ヒライ (096-324-3666) ・ 嘉徳無線株式会社 (092-953-0369) ・ 株式会社サンリブ (093-591-3711) ・ 株式会社ナフコ (090-1191-5972) ・ 株式会社牟田商会 (0942-53-3126) ・ 株式会社マミーズ (0942-52-5445) ・ 株式会社ニシケン (0942-24-3666) ・ アスタラピスタ八女インター店 (0942-42-2202)
<p>○物資輸送</p> <p>(災害時の緊急救援物資輸送に関する協定)</p>	<p>災害応急対策に必要な資機材・生活物資等の輸送業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県トラック協会 (092-451-7878)
<p>○国土交通省</p> <p>筑後市における大規模な災害時の応援に関する協定</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 被害状況の把握 (2) 情報連絡網の構築 (3) 現地情報連絡員 (リエゾン) の派遣 (4) 災害応急措置 (5) その他必要と認められる事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省九州地方整備局

協定名称	応援の内容	協定先 (連絡先)
<p>○避難所</p> <p>(災害時における避難所に関する協定)</p>	<p>台風や大雨、地震等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、協定先の所有する施設を避難所として開設する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・寛元寺公民館 (寛元寺行政区長) ・福岡県八女農業協同組合 筑後地区センター (0942-53-4811) ・福岡県トラック協会 筑後緊急物資輸送センター (0942-52-3115) ・筑後市社会福祉協議会 (0942-52-3969) ・県南広域公園 (0942-53-4600) ・筑後特別支援学校 (0942-53-0582) ・八女高等学校 (0942-53-4184) ・社会福祉法人 明筑会 (0942-53-0040) ・有限会社 ハラダ (0942-54-0641) ・株式会社 コスモ (0942-51-1755) ・株式会社 パーソン・サポート絆 (0944-65-7804) ・ウェルネスの杜 株式会社 (0942-27-6789) ・医療法人 城戸医院 (0942-42-1600) ・医療法人 清友会 (0942-52-1181) ・医療法人 陽山会 (0942-54-2300) ・社会福祉法人 素王福祉会 (0942-52-7145) ・社会福祉法人 陽山会 (0942-52-5505) ・社会福祉法人 桜園 (0942-51-1002)

4-2 県（消防防災指導課）からの通知

(例文)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

各市町村
各消防本部 殿
各農林事務所

福岡県災害警戒本部
(防災危機管理局課)

大雨・洪水警報に伴う警戒について

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に、〇〇〇〇に大雨・洪水警報が発表されました。福岡県では、〇〇月〇〇日〇〇〇〇にかけて、局地的に非常に激しい雨の降る恐れがあります。

各市町村・消防本部におかれては、下記の点に留意されるようお願いいたします。

記

- 1 災害危険箇所の付近の住民に対して、迅速な避難勧告を行えるよう、広報車の準備、要員の手配、避難所の開設準備等を行っておくこと。
- 2 時間外にあっても災害対策本部を迅速に設置できるよう、要員の手配等所要の準備を行うこと。
- 3 市町村の対応状況について報告してください。(職員登庁後速やかにFAXすること。)
- 4 被害が発生した場合は、「被害概況報告書」及び「災害発生箇所別報告書」によりFAX報告して下さい。

※ 宿直（守衛）の方へ、市町村の防災担当者に至急登庁するよう御連絡下さい。

平成 年 月 日

(例文)

各 市 町 村 殿

福岡県災害警戒本部
(防災危機管理局)

被害状況の報告について

このことについて下記のとおりご連絡いただきますようお願いいたします。

記

- 1 〇〇日〇〇時現在の被害状況を取りまとめの上、〇〇時〇〇分までに「被害概況報告書」及び「災害発生箇所別報告書」により消防防災課にFAX報告（防災無線FAX：1－78－700－7390）して下さい。
- 2 被害等がない場合もFAXしていただきますようお願いいたします。
- 3 道路被害や土砂災害等の被害報告の際は可能な限り、特記事項欄にて住所等を記入いただきますようお願いいたします。
- 4 市町村における災害体制についても併せて報告してください。
- 5 避難勧告・指示の発表及び人的被害が発生した場合は、上記の報告時間を待つことなく、直ちに消防防災課（TEL：092－641－4734）まで報告してください。

4-3 被害状況報告書

被害概況報告書

市町村名		報告者名		報告日時		
				月	日 時 分 現在	
地方本部名		報告者名		報告日時		
				月	日 時 分 現在 (市町村→地方本部→県本部)	
区 分			被害数 (報告時点で判明している概数で可。)		特記事項 (※の項目については、発生地区名、発生日時等を記載すること。)	
人的被害	死者※		人			
	行方不明※		人			
	負傷者	重症※	人			
		軽症	人			
住家被害	全壊※		棟			
	半壊※		棟			
	一部破損		棟			
	床上浸水※		棟			
	床下浸水		棟			
非住家	公共建物		棟			
	その他		棟			
道路	損壊		箇所			
	埋没		箇所			
	冠水		箇所			
橋りょう	流失		箇所			
	損壊		箇所			
河川	溢水※		箇所			
	決壊※		箇所			
	施設・設備損壊		箇所			
	内水氾濫※		箇所			
土砂災害※	がけ崩れ※		箇所			
	土石流※		箇所			
	地すべり※		箇所			
断水			戸			
避難指示			有 (発令中・解除済)	有の場合は、詳細を別紙に記載		
避難勧告			有 (発令中・解除済)	有の場合は、詳細を別紙に記載		
自主避難			有 (避難中・帰宅済)	有の場合は、詳細を別紙に記載		
体制 (時系列に履歴を残す)	体制* (いずれかに○)			設置・移行・廃止日時	配備規模	市町村長(いずれかに○)
	その他・災害警戒本部・災害対策本部			月 日 時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部			月 日 時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部			月 日 時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部			月 日 時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部			月 日 時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部			月 日 時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部			月 日 時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能

体制…災害警戒本部 (災害対策本部に準じて複数部門にまたがる体制をとる場合)、その他 (防災主管課のみの体制をとる場合)

被害概況報告書別紙(避難勧告・避難指示・自主避難)

市町村名	
報告者所属名	
報告者名	
電話番号	

平成 年 月 日 : 現在(24時間表記)

※ 解除された避難指示・勧告、帰宅済の自主避難についても全履歴を記入してください。

種別欄は1～3のいずれかを記入 : 1 避難指示 / 2 避難勧告 / 3 自主避難

種別	対象地区名 [避難先名]	発令・解除理由	発令日時	解除日時	勧告・指示対象		実避難数				避難所数			
					世帯	人数	世帯	人数	延べ世帯	延べ人数	開設	解除	設置中	
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										

※自主避難は開始日時 ※自主避難は帰宅日時 ※自主避難は不要

※各欄で空欄のものは「調査中」として取り扱います。また該当なしの場合は「なし」、数値が0の場合は「0」と明記してください。

災害発生箇所別報告書

(死傷者・住家欄で※の項目に該当がある場合に、災害発生箇所毎に別葉で記載すること。)

報告日時	年	月	日	時	分
市町村名					
報告者名					

報告日時	年	月	日	時	分
地方本部名					
受信者名					

被害の区分	土砂・河川・その他 ()					(市町村→地方本部→県本部)					
災害発生箇所						発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	死傷	死者※	人	行方不明※	住家	全壊※	棟	床上浸水※			
		重傷※	人			半壊※	棟	床下浸水			
		軽傷	人			一部破損	棟				
		計 人									
現場の状況											
応急対策の状況											

4-4 被害程度の認定基準

被害区分		内 容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑のある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者うち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者うち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家に床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	(注) 非住宅被害は全壊又は半壊のもののみを記入するものとする。	
その他	田の流出埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	畑の流出埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

被害区分	内 容	
その他	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので協同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員をいう。
(注) 住家の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。		
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きとするものとする。
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農業被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。

4-5 罹災証明書

(台風その他)

罹災証明書

平成 年 月 日の により、下記のとおり被害を受けました。

よってここに証明をお願いします。

記

1. 被害規模

2. 被害場所

平成 年 月 日

_____行政区長 様
筑後市長 様

住 所
氏 名

印

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

_____行政区長

印

筑後市長 中村 征一

(落雷用)

罹災証明書

平成 年 月 日の により、下記のとおり被害を受けました。

よってここに証明をお願いします。

記

1. 被害規模

2. 被害場所

平成 年 月 日

_____ 行政区長 様

住 所
氏 名

印

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

_____ 行政区長

印

4-6 災害救助法の関連資料

(1) 災害救助法による生活必需物資の給(貸)与基準表

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算 する額	
全 全 流	壊 焼 失	夏	円 17,200	円 22,200	円 32,700	円 39,200	円 49,700	円 7,300
		冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
半 半 床 上 水	壊 焼 浸	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
		冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

※夏季=4~9月 冬季=10~3月

(2) 2 従事命令による実費弁償費

対 象 者	金 額
医師および歯科医師	1人1日につき 17,400円
薬剤師	11,900円
保健師・助産師および看護師	11,400円
土木技術者および建築技術者	17,200円
大工・左官およびとび職	20,700円

(3) 災害救助法による救助の程度・方法および期間「一般基準一覧表」

平成16年6月改正

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考								
①避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人1日当たり30,000円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上								
②応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会などに利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内								
③炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)								
④飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	該当地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上								
⑤被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	全半壊(焼)、流出床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月) の季別は災害発生の日をもって決定する 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること								
					区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
					全 壊 全 流	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
						冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
					半 壊 半 床 上 浸 水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
冬	9,100	12,000	16,800	19,900		25,300	3,300					
⑥医 療	医療救助を要する者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院または診療所…国民健康保健診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上								

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
⑦助 産	災害発生の日以前又は以後に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産および流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
⑧災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
⑨災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
⑩学用品の給付	住家の全壊(焼)流出半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学生児童1人当たり 4,100円以内 中学校生徒1人当たり 4,400円以内	災害発生の日から(教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
⑪埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12才以上) 201,000円以内 小人(12才未満) 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
⑫死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
⑬死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理をする。(埋葬を除く)	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,300円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000円以内 検〔救護班以外は慣行料金 索	災害発生の日から10日以内	1 案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
⑭障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活上支障をきたしている場合、自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
⑮輸送費 及び賃金 職員等雇 上費	1 被害者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配 分	当該地域における通常の実 費	救助の実 施が認め られる期 間以内	
⑯実費弁 償	災害救助法施行令第 10条第1号から第4号ま でに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師・助産師、看護師 11,400円以内 土木技術者、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実 施が認め られる期 間以内	時間外勤務手当及び旅 費は別途に定める額

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び機関を定めることができる。